



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

時効で消滅した過払金返還請求債権の別訴における相殺の抗弁を認めた事例

本件は消費者Xと貸金業者Yとの間のある期間の取引(以下、第1取引)とその後の別の期間の取引(以下、第2取引)の過払金請求の本訴係属中に、Yが第2取引の貸金等の返還を求める反訴を提起した事案につき、Xが第1取引のXの返還請求債権が時効消滅していることを条件に、反訴請求に対し、時効消滅した返還請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張できるとした最高裁判決である。

Xが本訴請求をした債権をYの別訴請求における相殺の抗弁の自働債権となし得るかについては、判例は重複訴訟の関係でこれまで許されないとしていたものを、本訴請求をしていた債権が時効消滅していたことを条件として、反訴における当該債権を自働債権とする場合にはこれが許されるとして、これまでの判例を一部変更したものである。

(最高裁平成27年12月14日判決、『判例タイムズ』1484号8ページ、LEX/DB掲載)

上告人(原告兼反訴被告・被控訴人): X(消費者)
被上告人(被告兼反訴原告・控訴人): Y(貸金業者)

事案の概要

本件の本訴は、Xが、貸金業者であるYとの間で、1996年6月から2009年11月までの間に行われた継続的な金銭消費貸借取引(本件取引)について、1996年6月から2000年7月までの取引(第1取引)と2002年4月から2009年11月までの取引(第2取引)を一連のものとして、各弁済金のうち利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生しているなどと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき前記過払金の返還等を求めたものである。ところがその係属中にYが、Xに対し、第2取引に基づく貸金の返還等を求める反訴を提起した。

Yは、本件訴訟において、本件取引は一連の

ものではなく、第1取引に基づくXの過払金の返還請求権は時効により消滅したと主張し、消滅時効を援用した。これに対し、Xは、本訴において第1取引に係る不当利得返還請求権が時効により消滅したと判断されることを条件として、反訴において同債権^{かか}を自働債権^{*1}とする相殺の抗弁(本件抗弁)を提出した。第一審判決も、これを本件反訴におけるXの抗弁として適示している。

控訴審は、本件取引は一連の取引とはいえ、第1取引に基づく過払金返還請求権は時効により消滅したことのみ判示して、Xが主張した本件抗弁の可否について判示しないままXの請求を棄却したうえ、第2取引に係る貸金債権は過払利息の元本充当によってもなお消滅していないとして、Yの反訴請求を一部認容した。

*1 自働債権とは、相殺をする際に相殺に用いられる側の債権のことをいう。なお、受働債権とは、相殺をする際に相殺される側の債権のことをいい、本稿では第2取引に係る貸金債権を指す

そこで控訴審の判決に不服のXが、本件抗弁につき判断がされていないことを理由不備の違法があるとして上告した。

判決と理由

そこで、まず、本件相殺の抗弁が民事訴訟法142条の趣旨に反して許されないものか否かについて判断する。係属中の別訴について訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは民事訴訟法142条の趣旨に反し、許されない(参考判例①)。

しかし、本訴において訴訟物となっている債権の全部または一部が時効により消滅したと判断されることを条件として、反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権として相殺の抗弁を主張することは許されると解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

時効により消滅し、履行の請求ができなくなった債権であっても、その消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、これを自働債権として相殺をすることができる。本訴において訴訟物になっている債権の全部または一部が時効により消滅したと判断される場合には、その判断を前提に、同時に審判される反訴において、当該債権のうち時効により消滅した部分を自働債権とする相殺の抗弁につき判断しても、当該債権の存否に係る本訴における判断と矛盾抵触することはなく、審理が重複することもない。したがって、反訴において前記相殺の抗弁を主張することは、重複訴訟を禁じた民事訴訟法142条の趣旨に反するものとはいえない。このように解することは、民法508条が、時効により消滅した債権であっても、一定の場合にはこれを自働債権として相殺をすることができるとして、公平の見地から当事者の相殺の期待を保護することとした趣旨にもかなうものである。

そうすると、原判決のうち被上告人の反訴請求を認容した部分は、本件相殺の抗弁について

の判断がないため、主文を導き出すための理由が一部欠けていると言わざるを得ず、民事訴訟法312条2項六号に掲げる理由の不備がある。これと同旨をいう論旨は理由があり、原判決のうち前記部分は破棄を免れない。そして、本件相殺の抗弁につきさらに審理を尽くさせたうえで必要な判断をさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

解説

民事訴訟法142条は、重複訴訟の提起を禁止している。既に提起した訴訟と同じ訴訟を重ねて提起することは、判断を異にする矛盾した判決が重ねてなされる可能性が生じるため、両判決の矛盾判断を回避する必要があること、同じ両訴訟に対応させられる被告にとっての煩わしさを避けること、裁判所に不必要な2つの審判をさせないことがその禁止の理由とされる。そして、このことは被告が別訴で請求していた債権を、原告の請求する訴訟で、自働債権として相殺の抗弁を主張すること(別訴先行型といわれる)も、判例は、民事訴訟法142条を類推適用し、重複訴訟の禁止に触れるとしてその相殺の抗弁の主張をすることを許していない(参考判例①)。なぜなら、審理の重複の無駄を避けるだけでなく、相殺の抗弁についての判断においても既判力が生ずる(民事訴訟法114条2項)ので既判力の矛盾抵触が生じ得るからである。なお、同判決は、この理は別訴と本訴とが併合審理された場合にも当てはまるとしている。別訴が分離されれば既判力の矛盾抵触した判決はなされ得るからである。

しかし、参考判例②は、参考判例①を前提としつつ、別訴が自働債権についての明示の一部請求であるときは、その訴訟物は請求に係る一部に限定され、残部の存否について既判力が生じないとする判例(参考判例③)の趣旨に照らし、別訴請求から除外された残部をもってする相殺の抗弁を本訴において提出することは、重複訴訟禁止に触れないとする。残部について矛



盾抵触される可能性はあるが、相殺のもつ担保的利益に照らし、相殺の抗弁の提出は正当な防御権の行使として許容されると判示した。

参考判例④は、本訴において、反訴で請求していた債権を本訴請求債権の反対債権として相殺の抗弁として主張することについて、やはり参考判例①を前提としつつ、この場合には、被告(反訴原告)が特に反対の意思を表示しない限り、反訴において、反訴請求債権につき本訴における相殺の自働債権として既判力ある判断が示された場合、その部分については反訴請求としない趣旨の予備的反訴*²に変更されるものと解すれば、重複訴訟の問題は生じなくなる、としたものである。ここでは、予備的反訴への自動的変更という技巧が施されているが、反訴の相殺の抗弁が主張されたとき、反訴が予備的反訴へ自動的変更がなされた。これは本訴と反訴は分離できないとされているため、判断の矛盾抵触が生じないようにするためである。

本判決は、本請求の債権が時効消滅していることを条件に、反訴において同債権を自働債権とすることを認めたものであり、予備的反訴という技巧は使われていないが、条件を付することにより矛盾判断はないとしたものである。

参考判例

- ①最高裁平成3年12月17日判決(『民集』45巻9号1435ページ)別訴先行型で別訴請求債権による相殺の抗弁を主張することは許されないとした。
- ②最高裁平成10年6月30日判決(『民集』52巻4号1225ページ)別訴が一部請求の場合、残部の相殺の抗弁の主張を認めた。
- ③最高裁昭和37年8月10日判決(『民集』16巻8号1720ページ)明示の一部請求の既判力は残部には生じないとした。
- ④最高裁平成18年4月14日判決(『民集』60巻4号1497ページ)本件と同様、本訴請求債権を反訴請求の相殺の抗弁として主張することを許した。

コラム① 既判力とは？

1. 既判力とは何ですか

民事裁判は、私人間の法的紛争を解決するために国が設けた制度です。当事者の言い分を聞いて判決がなされ、確定された場合には、その紛争を蒸し返して争えなくなります。この判決の効力を既判力といいます。例えば、貸金返還請求の訴訟で、当事者が金は借りたものではないとか、金は受け取ったがもらったものであるとか争い、借りた金を返しなさいという判決がなされ確定すると、被告は、金は借りてない、もらったものである、金銭消費貸借契約は錯誤により無効であるなどといって紛争を蒸し返して争えなくなります。逆に、貸金返還請求訴訟が請求棄却の判決がなされ確定すると、原告は同じ貸金請求権があったとして再びこれを争うことはできなくなります。確定判決には、この既判力があるため法的紛争が解決されることになり、既判力は民事裁判の裁判たる要^{かなめ}といふことができます。

2. 既判力は、いつの時点での権利関係について生ずるのですか

しかし、民事紛争における権利関係は、絶えず変化し流動的であり、例えば、貸金返還請求が認められ被告が貸金を原告に返還するようになるとの判決がなされ、確定したとしても、その後被告が判決に従った弁済をした場合には、被告の判決による支払い義務はなくなります。また、被告にさしたる財産がないため、貸金債務を原告が被告に対しその一部を免除し、残額について分割弁済をする合意をした場合には被告の支払い義務は、判決によるものとは異なるものとなります。既判力は、当事者が弁論で事実や法律関係の主張をできた最後の段階である口頭弁論の終結時を基準として生ずることになります(民事執行法35条2項)。第1審で判決が確定すれば第1審の口頭弁論の確定時となりますが、第2審まで行けば第2審の口頭弁論終結時ということになります。なお、第3審まで行った場

*2 予備的反訴とは、本訴が認められること(敗訴)に備えて提起される反訴のことをいう



合には、第3審は法律問題だけを判断する法律審であるため、第2審の口頭弁論終結時ということになります)。この時点が既判力の標準時とか基準時といいます。この基準時前に主張し得た弁済の主張や錯誤無効の主張等を確定後は主張できなくなります。

3. 既判力の生じる権利関係はどこまでですか (既判力の客観的範囲)

既判力は、理由中の判断に既判力が生じる相殺の場合を除き(民事訴訟法114条2項)、判決主文に包含する判断にのみ生じます(同法114条1項)。判決主文とは、訴状における請求の趣旨に対応するものです。既判力は訴訟上の請求である訴訟物について生じることになります。民事裁判は、売買代金500万円支払えとか移転登記をせよといった相手方に一定の給付を求める給付訴訟と所有権確認訴訟など権利関係を確認することを求める確認訴訟、それと離婚訴訟など権利関係の変動をさせることを求める形成訴訟に分類されます。これらの訴えの類型のう

ち最も多いと思われる給付訴訟では、売買代金支払請求権の有無、所有権に基づく移転登記請求権の有無といった実体法上の請求権(訴訟物)が裁判の審判の対象となり、その実体法上の請求権の有無に既判力が生じます。確認訴訟ではその実体法上の権利の有無、形成訴訟ではその形成権の有無について既判力が生じます。給付訴訟では実体法の規定ごとにその請求権があるかどうかで既判力を認める立場を旧訴訟物論といい、実務のとるところです。

4. 既判力と重複訴訟禁止との関係は

実体法上の請求権についての判断に既判力が生じると、訴訟が係属中に同じ訴訟が別に提起されると矛盾した判決がなされる可能性が生じるため重複訴訟は禁止されることになります(民事訴訟法142条)。これを重複訴訟の禁止といいます。禁止の理由は、異なった内容の判決がなされた場合の矛盾判断の回避だけでなく、「解説」で述べたように被告の応訴の不便の解消や重複審理の無駄の解消も挙げられます。

コラム② 相殺の抗弁と既判力

1. 相殺の抗弁と既判力

相殺の抗弁についての判断は、判決理由中の判断であるにもかかわらず、その不存在について既判力が生じます(民訴法114条2項)。例えば、100万円の貸金請求訴訟で被告が原告に対する80万円の売買代金債権があるとして相殺の抗弁を主張し、この相殺の抗弁が容れられて20万円の請求認容判決がなされたとします。相殺の抗弁が容れられたのですから、売買代金債権は貸金債権と対当額で消滅したのですが、これが主文中ではなく理由中の判断で既判力が生じない場合は、被告は別訴でまた売買代金訴訟を提起できることになってしまいます。さらに本訴で、被告の原告に対する売買代金債権が存在しなかったと判断されたうえ、相殺の抗弁が審理されて主文で反対債権が存在しないと判断された場合は別訴に既判力を及ぼし、別訴で売買代金の請求はできないとしてよいのです。すなわち、相殺の抗弁が審理され判決がなされた場合には、抗弁が容れられた場合だけでなく容れられなかった場合であっても請求債権と対当額の反対債権の不存在につき既判力が生じるのです。

2. 相殺の抗弁と重複訴訟禁止

例えば、XがYに貸金請求の訴えを提起し、

この訴訟が係属中に、YがXに売買代金を請求する別訴を提起したのでこの別訴においてXは予備的にXのYに対する貸金請求債権とYのXに対する売買代金債権との相殺の抗弁を提出した場合、すなわち、訴えで請求した債権を後に別訴で相殺の抗弁を提出する場合です。これを訴え先行型といいます。今回取り上げた最高裁判例は、この訴え先行型についての判例です。このほかにも、YのXに対する売買代金請求訴訟において、Xが、XのYに対する貸金債権との相殺の抗弁を提出していたが、その後、XがYに対し、この貸金債権の返還請求訴訟を提起した場合(抗弁先行型)やYがXに対して提起した売買代金支払請求訴訟と請負代金支払請求訴訟の2つの訴訟で1つの貸金債権による相殺の抗弁を提出した場合(抗弁並存型)もあります。いずれの場合にも相殺の抗弁に既判力が生じませんので、判断の抵触の問題が生じ、重複訴訟禁止の趣旨に反するかが問題となります。訴え先行型の場合に**参考判例①**では、重複訴訟禁止の趣旨から、相殺の抗弁を提出することはできないとしていたのですが、本稿で取り上げた最高裁判決は、請求債権が時効消滅した場合に反訴における相殺の抗弁を許したものです。